

## 第2回 小浜市水道料金等制度審議会（下水道使用料制度）

日時 令和8年1月28日（水） 19時30分から

場所 小浜浄化センター 2階 会議室

### 次 第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 確認事項

（1）第1回会議録の確認

4. 議 事

（1）前回の質疑に対する回答

（2）公共下水道使用料の仕組みや現状の確認

（3）下水道事業会計の仕組みや現状の確認

5. 次回の開催日程について

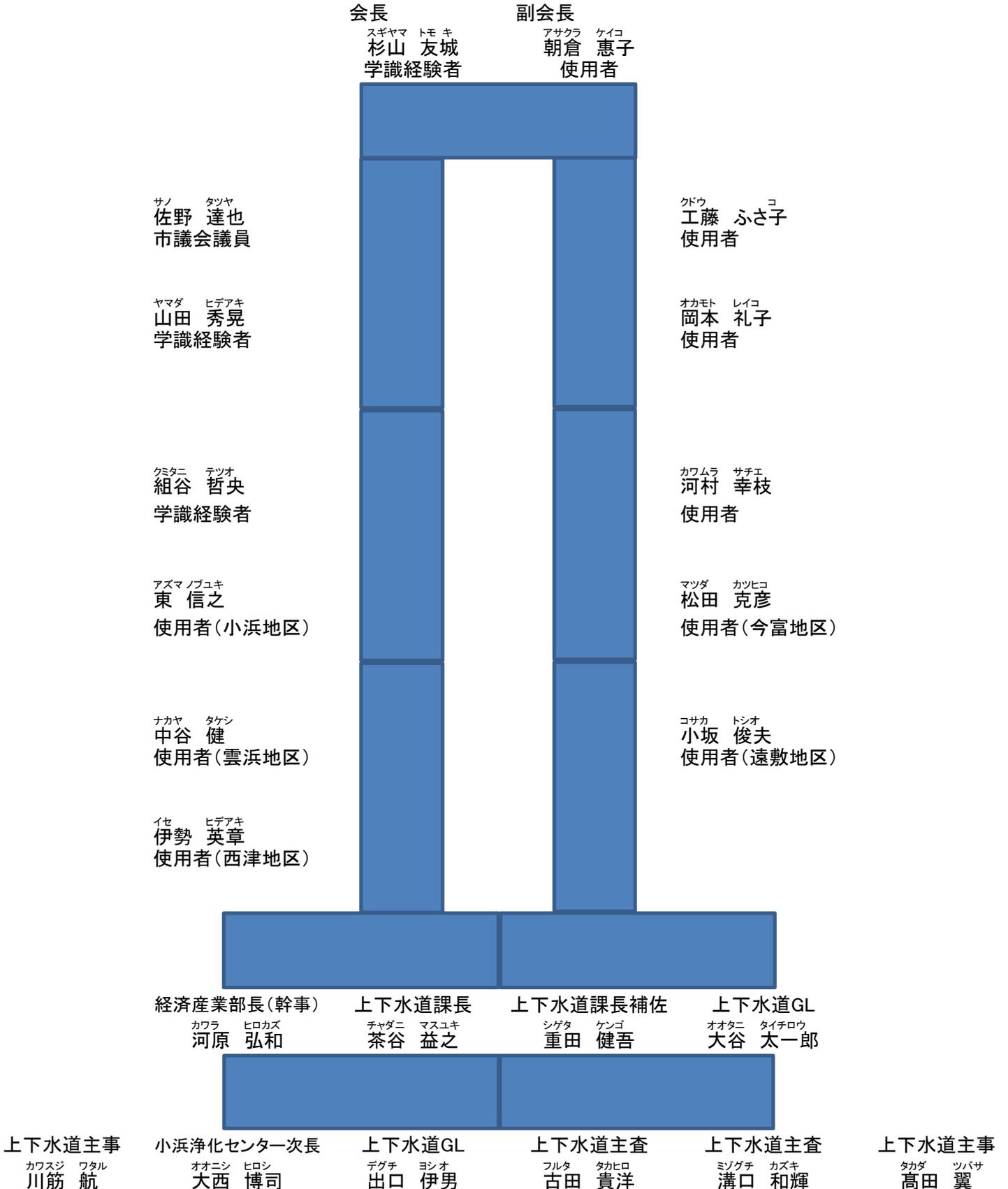
令和8年 月 日（ ） 時 分～

6. その他

7. 閉 会

# 第2回 小浜市水道料金等制度審議会(下水道使用料制度) 席表

令和8年1月28日(水)19:30～  
小浜浄化センター2F/会議室



## 小浜市水道料金等制度審議会（下水道使用料制度）委員名簿

NO	代 表	地 区 等	氏 名	備 考
1	市議会議員	小浜市議会産業教育 常任委員会委員長	サノ タツヤ 佐野 達也	
2	学識経験者	福井県立大学 経済学部経営学科教授	スギヤマ トモキ 杉山 友城	会長
3	〃	小浜商工会議所 副会頭	ヤマダ ヒデアキ 山田 秀晃	
4	〃	北陸税理士会 小浜支部	クミタニ テツオ 組谷 哲央	
5	下水道使用者	小浜	アズマ ノブユキ 東 信之	
6	〃	雲浜	ナカヤ タケン 中谷 健	
7	〃	西津	イセ ヒデアキ 伊勢 英章	
8	〃	国富	オオシタ シュウイチ 大下 修一	
9	〃	遠敷	コサカ トシオ 小坂 俊夫	
10	〃	今富	マツダ カツヒコ 松田 克彦	
11	〃	有限会社せくみ屋	フジハラ セイジ 藤原 清次	
12	〃	株式会社ママーストアー	カワムラ サチエ 河村 幸枝	
13	〃	杉田玄白記念公立小浜病院	オカモト レイコ 岡本 礼子	
14	〃	小浜男女共同参画ネット ワーク	アサクラ ケイコ 朝倉 恵子	副会長
15	〃	〃	クドウ ふさ子 工藤 ぶさ子	

### 事務局（上下水道課）

経済産業部長	カワラ ヒロカズ 河原 弘和	上下水道課長	チャダニ マスユキ 茶谷 益行
下水建設管理グループ	オオタニ タイチロウ 大谷 太一郎	浄化センター次長	オオニシ ヒロシ 大西 博司
上下水道経営グループ	デグチ ヨシオ 出口 伊男	シゲタ ケンゴ 重田 健吾	フルタ タカヒロ 古田 貴洋
	ミゾグチ カズキ 溝口 和輝	タカダ ツバサ 高田 翼	カワスジ ワタル 川筋 航

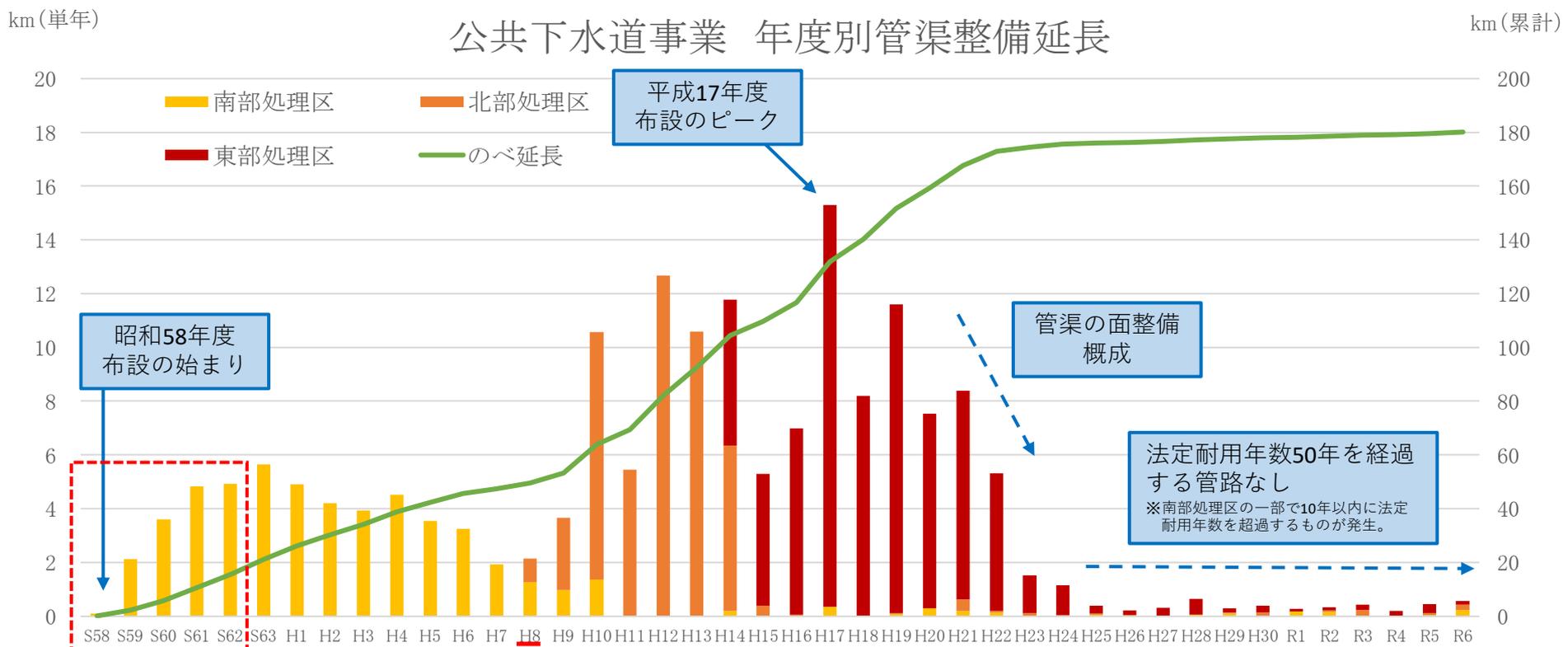
# 前回の質疑に対する回答

第1回審議会の質疑に対して回答します。

番号	質疑	回答	第1回 スライド
1	公共下水道の管渠について、昭和58年度の布設開始から5年間の延長を教えてください。	約15.6kmです。 (本資料P2にて説明)	16
2	「年間有収水量」が減少傾向である理由の一つとして「節水機器の普及、節水意識の高まり」の影響を挙げているが、1人当たりの使用水量の推移を教えてください。	平成21年度に対する令和4年度の使用水量の割合は、約97.4%です。 (本資料P3～P4にて説明)	20
3	令和5年度 of 汚水処理水量が増加し、有収率が低下している理由を教えてください。	不明水が要因として考えられます。 (本資料P3、P5にて説明)	20
4	現在、宅地内のマスのごみを取るカゴを設置していない家屋が何件あるか教えてください。	把握していません。 (本資料P6～P8にて説明)	

## ■ 管路状況

管路の整備延長は約180km（令和6年度末）であり、定期的な点検等を行い適正な維持管理に努めている。



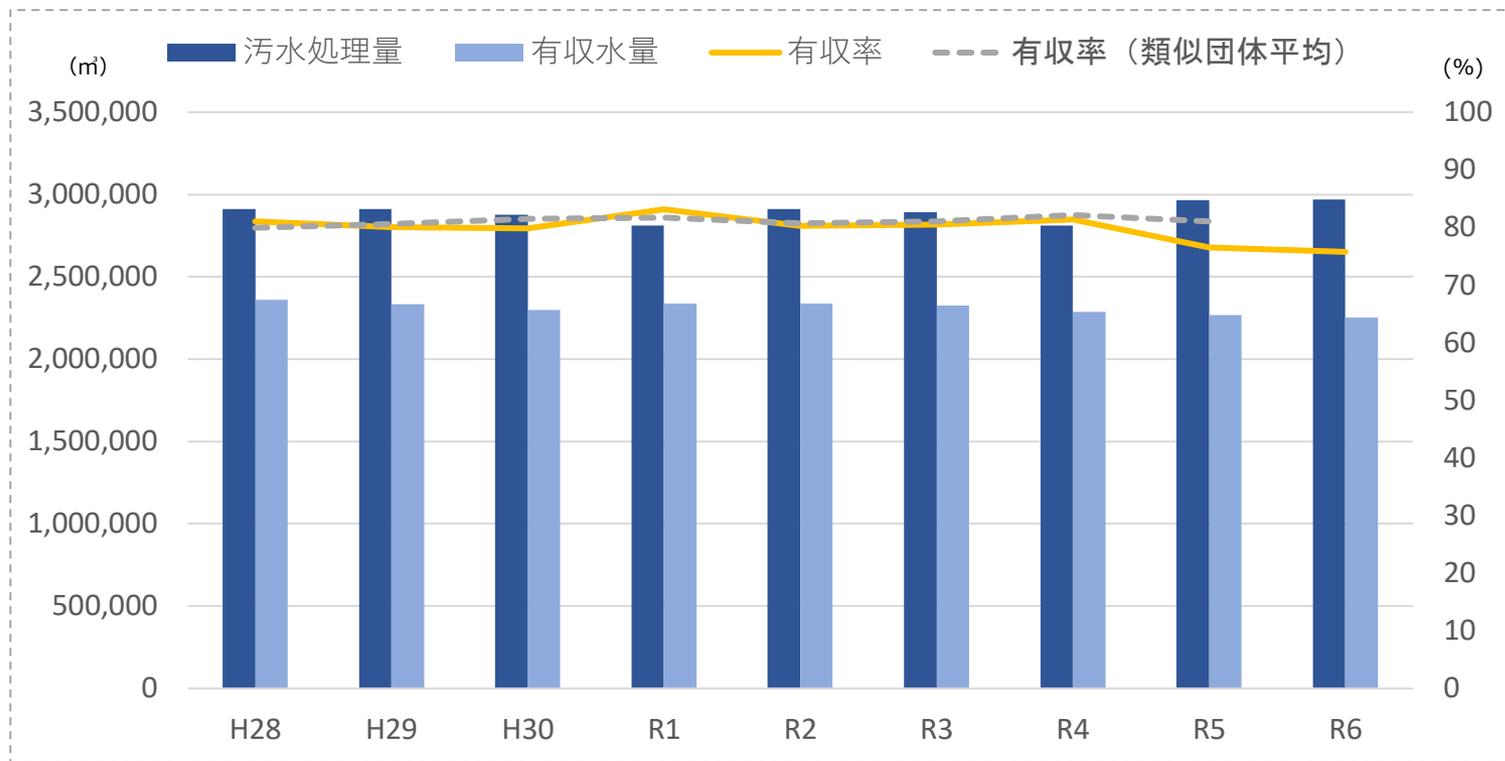
	S58	S59	S60	S61	S62	計
管路整備延長(km)	0.1	2.1	3.6	4.8	4.9	15.6

※小数点第2位以下を四捨五入。端数処理の関係で年度毎と合計の延長が一致しない。

# 下水道の普及状況

## 有収水量および有収率の推移

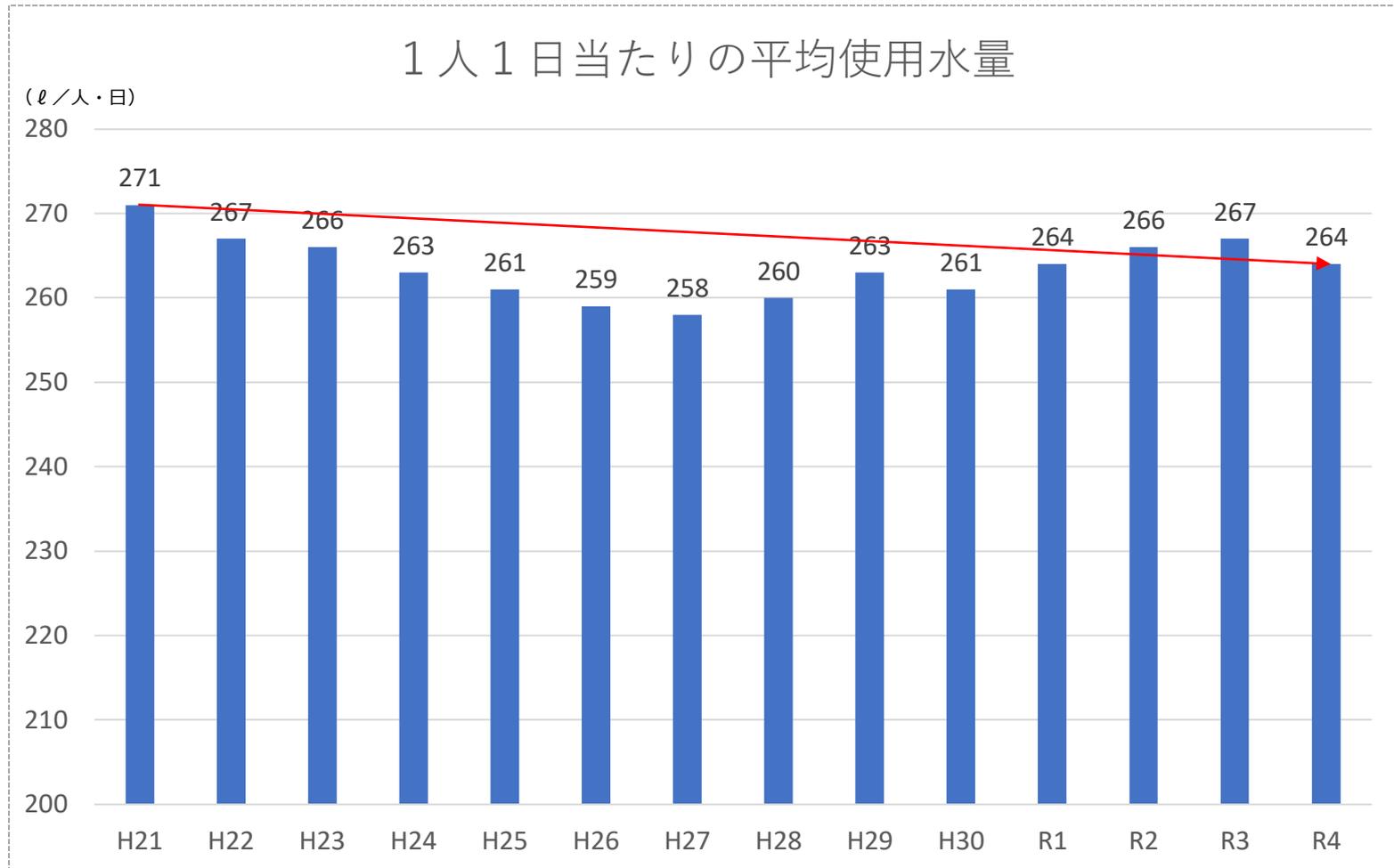
人口減少や**節水機器の普及、節水意識の高まり**等の影響により「年間有収水量」は緩やかに減少傾向です。  
 → 1人1日当たりの平均使用水量の推移をお示しします（P4）。



年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
年間汚水処理量 (m <sup>3</sup> )	2,910,640	2,912,993	2,878,761	2,810,008	2,912,338	2,892,915	2,810,047	2,964,756	2,971,483
年間有収水量 (m <sup>3</sup> )	2,359,482	2,334,162	2,297,670	2,338,439	2,337,165	2,327,540	2,288,320	2,269,112	2,253,361
有収率 (%)	81.1	80.1	79.8	83.2	80.3	80.5	81.4	76.5	75.8
有収率 (類似団体平均)	79.9	80.6	81.5	81.7	80.7	81.1	82.1	81.1	

# 使用水量の推移

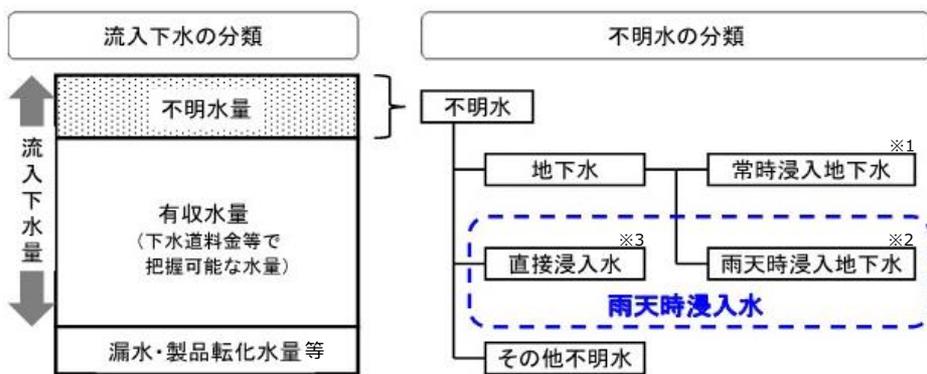
1人1日当たりの平均使用水量（生活用水）は、平成21年度から長期的にみて緩やかに減少傾向であり、平成21年度に対する令和4年度の使用水量の割合は、約97.4%です。



# 不明水について

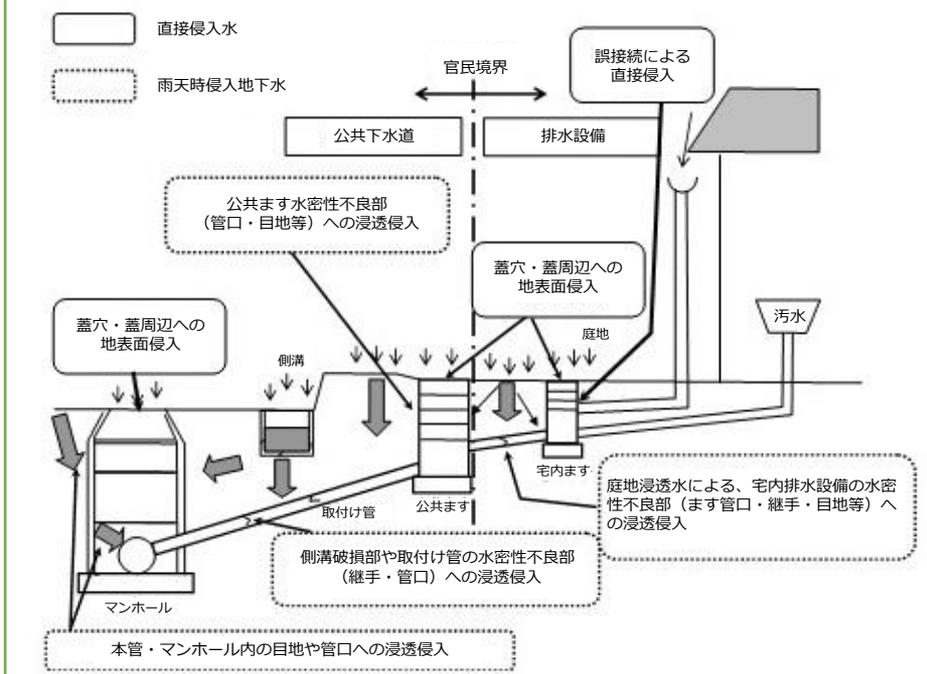
- 不明水とは、分流式下水道の汚水系統に流入する下水のうち、常時浸入地下水、雨天時浸入地下水、直接浸入水、その他不明水からなるものをいいます。
- 不明水により顕在化する現象として、「有収率の低下」、「流入量増加、流入水質低下による水処理運転への影響」等が挙げられ、経営負担の増大等の影響が考えられます。
- 近年、気候変動に伴う降雨量の増加や短時間豪雨の頻発等が懸念される状況です。
- 小浜市では、不明水防止対策の一環として、道路上からマンホールや污水管を対象に「ひび割れ」、「破損」等の状況調査を行い、適宜修繕工事を実施しています。

## 不明水の体系図



- ※1：常時浸入地下水は、主に地下水位以下に埋設された汚水系統の水密不良箇所（破損箇所、継手の目開き部分等）から恒常的に浸入。
- ※2：雨天時浸入地下水は、雨天時の地下水位上昇等に伴い、常時浸入地下水の浸入部位からの増量や水密不良箇所から新たに浸入。または、地下に浸透や浸入した雨水が、取付け管、排水設備等の水密不良箇所に向かう水みちを経て浸入。
- ※3：直接浸入水は、汚水系統への雨水系統や側溝等の誤接合、雨水排水設備の誤接合が原因で、雨水が直接汚水系統に浸入。または、排水設備、マンホールの蓋穴等の地上に開放された部分から直接浸入。

## 雨天時侵入水の侵入経路のイメージ



# 排水設備の構造および設計基準

小浜市下水道条例施行規程（令和2年上下水管規程第3号）に排水設備の構造および設計基準として、油脂遮断装置等（分離マス）の設置について規定があります。 ※1

## 排水設備の構造および設計基準（規程第8条抜粋）

- 排水設備の構造および設計基準は、次のとおりとする。ただし、建物、土地その他の状況により管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。
  - ③ごみよけ装置  
台所、浴室、洗濯場その他下水の流下を妨げる物を排出するおそれのある汚水流出箇所には、有効な目幅をもったストレーナー※2を設けること。
  - ⑤油脂遮断装置  
油脂類を多量に排出する場所の吐口には、油脂遮断装置を設けること。
  - ⑥沈砂装置  
土砂およびこれに類するものを多量に排出する箇所には、適当な砂溜装置を設けること。

- 油脂等による排水管・下水道管の詰まり等を未然に防止する観点から、市では北部処理区の整備が始まった平成8年度※3頃から、分離マス（カゴを含む）設置の徹底を図ってきています。
- 北部および東部処理区※4の公共マスの設置箇所数は、令和6年度末で約5,800箇所です。
- 分離マスのごみを取るカゴが設置されていない家屋の数は、把握していません。カゴを設置しただけでは、市への届出等は不要です。
- 現在、排水設備※5等を新設・増設・改築する場合には、規程第6条に基づいて「排水設備等計画確認申請書」の提出を受け、分離マスの設置を含めて基準を満たしていることを確認しています。
- 分離マスの定期的な清掃や、下水道管が詰まる原因となるものを流さないための注意喚起について、市広報誌で周知を行っています。

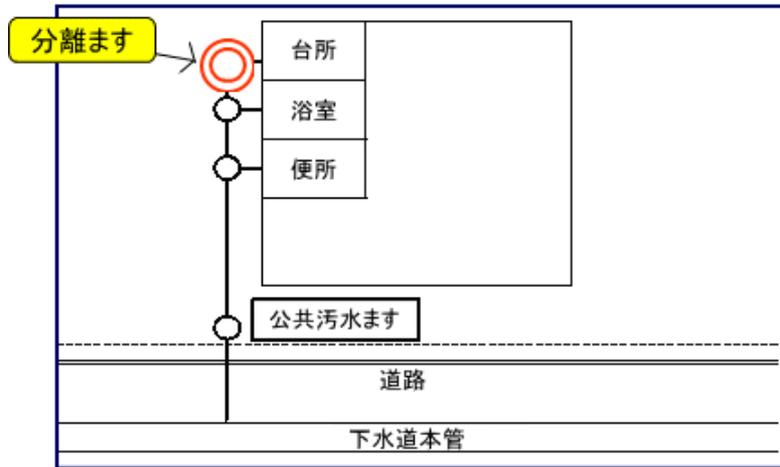
※1：企業会計への移行に伴い、現在は廃止されている小浜市下水道条例施行規則（昭和63年 規則第26号）にも同様の規定あり。  
分離マスについてはP7参照。

※2：液体中の固形異物を取り除くろ過器のこと。 ※3：P2参照。 ※4：P8参照。

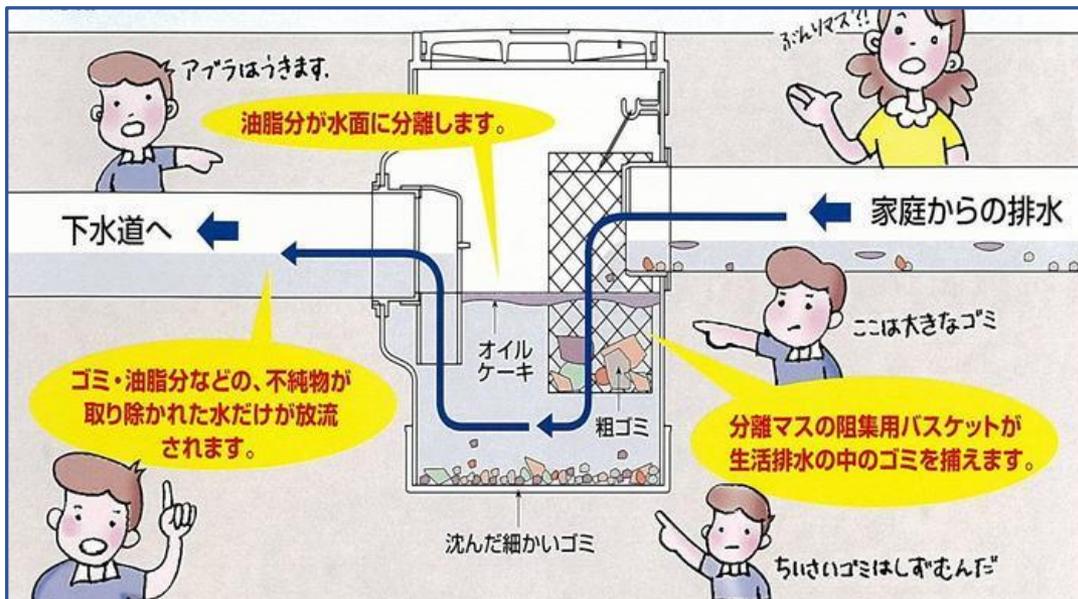
※5：公共下水道に接続して私人の設ける排水管、排水渠のこと。

# 分離マスについて

- 台所流しから家の外につながっている1個目のマスが分離マスです。

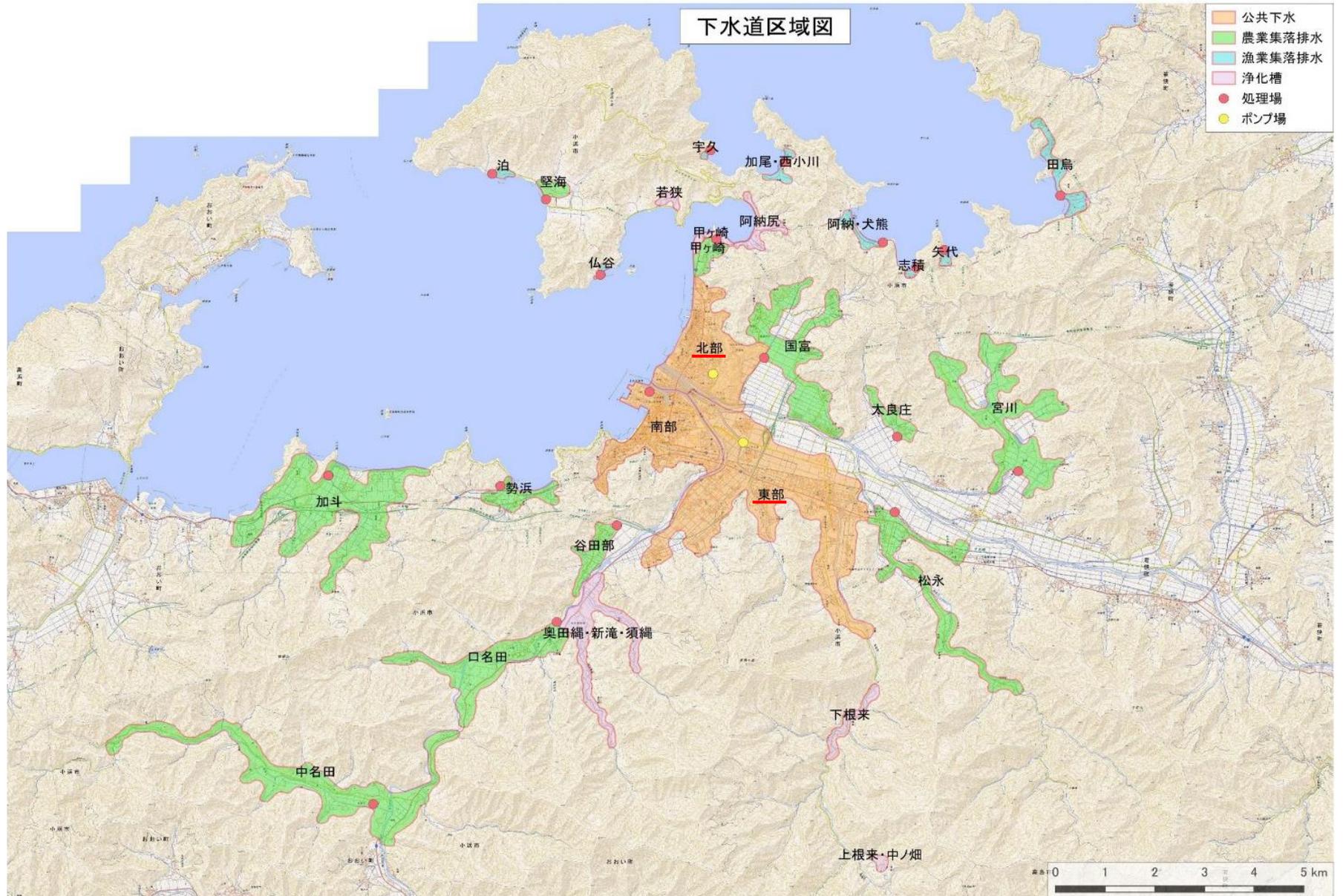


- 分離マスの構造は下図のとおりです。一旦、台所排水を潜らせることで、水面に油脂分が浮き、細かいゴミは底へ沈む構造です。



※波佐見町ホームページより

# 下水道事業の区域



## 第2回

# 小浜市水道料金等制度審議会 (下水道使用料制度)

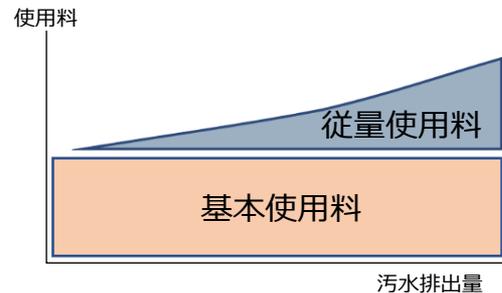
日時 令和8年1月28日(水) 午後7時30分～  
場所 小浜浄化センター 2階 会議室

## 議事等

1. 公共下水道使用料の仕組みや現状の確認
2. 下水道事業会計の仕組みや現状の確認

# 下水道使用料体系 (小浜市)

公共下水道使用料体系	二部使用料制 + 累進使用料制※
基本水量の設定	有り
直近の使用料改定	平成28年10月～



## 一般汚水

料金区分	排水量等	H3～H12.9	H12.10～H23.9	H23.10～H28.9	H28.10～
基本料金	1～10m <sup>3</sup>	1,200			
	1～8m <sup>3</sup>		1,250	1,250	1,350
超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	9～10m <sup>3</sup>		25	140	160
	11～30m <sup>3</sup>	130	155	165	185
	31～50m <sup>3</sup>	140	165	177	200
	51～100m <sup>3</sup>	150	175	188	210
	101m <sup>3</sup> ～	170	195	210	225

(税抜)

## 公衆浴場汚水

料金区分	排水量等	H3～H12.9	H12.10～H23.9	H23.10～H28.9	H28.10～
基本料金	1～10m <sup>3</sup>	1,200			
	1～8m <sup>3</sup>		1,250	1,250	1,350
超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	9～10m <sup>3</sup>		25	140	160
	11m <sup>3</sup> ～	50	60	64	80

(税抜)

※二部使用料制：基本使用料（使用量の有無に係わりなく賦課されるもの）と従量使用料（使用量の多寡に応じて水量と単位水量当たりの価格により算定し賦課されるもの）の組み合わせで構成。

累進使用料制：使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる使用料体系。

# 下水道使用料体系（小浜市）

## ■ 下水道使用料の計算例（一般汚水）

➤ 1か月の汚水排出量（水道使用量）が20m<sup>3</sup>の場合

・基本料金	(1~8m <sup>3</sup> )		1,350円
			+
・超過料金	(9~10m <sup>3</sup> )	160円×2m <sup>3</sup>	320円
			+
	(11~20m <sup>3</sup> )	185円×10m <sup>3</sup>	1,850円
	計（税抜）		3,520円
			×1.1
	計（税込）		3,872円

# 下水道事業会計の基本原則等について

## ■ 独立採算の原則

下水道の経営は、地方公営企業法等によって独立して採算をとっており、経営に必要となる費用は税金（一般会計）ではなく、使用者からいただく下水道使用料の収入でまかなうこととされています。この経営の方法を一般的に独立採算制といいます。

### 地方公営企業法（第17条の2第2項）

#### （経費の負担の原則）

地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

### 地方財政法（第6条）

#### （公営企業の経営）

公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもってこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもってこれに充てることができる。

# 下水道事業会計の基本原則等について

## ■ 下水道使用料に関する規定（抜粋）

### 地方公営企業法（第21条）

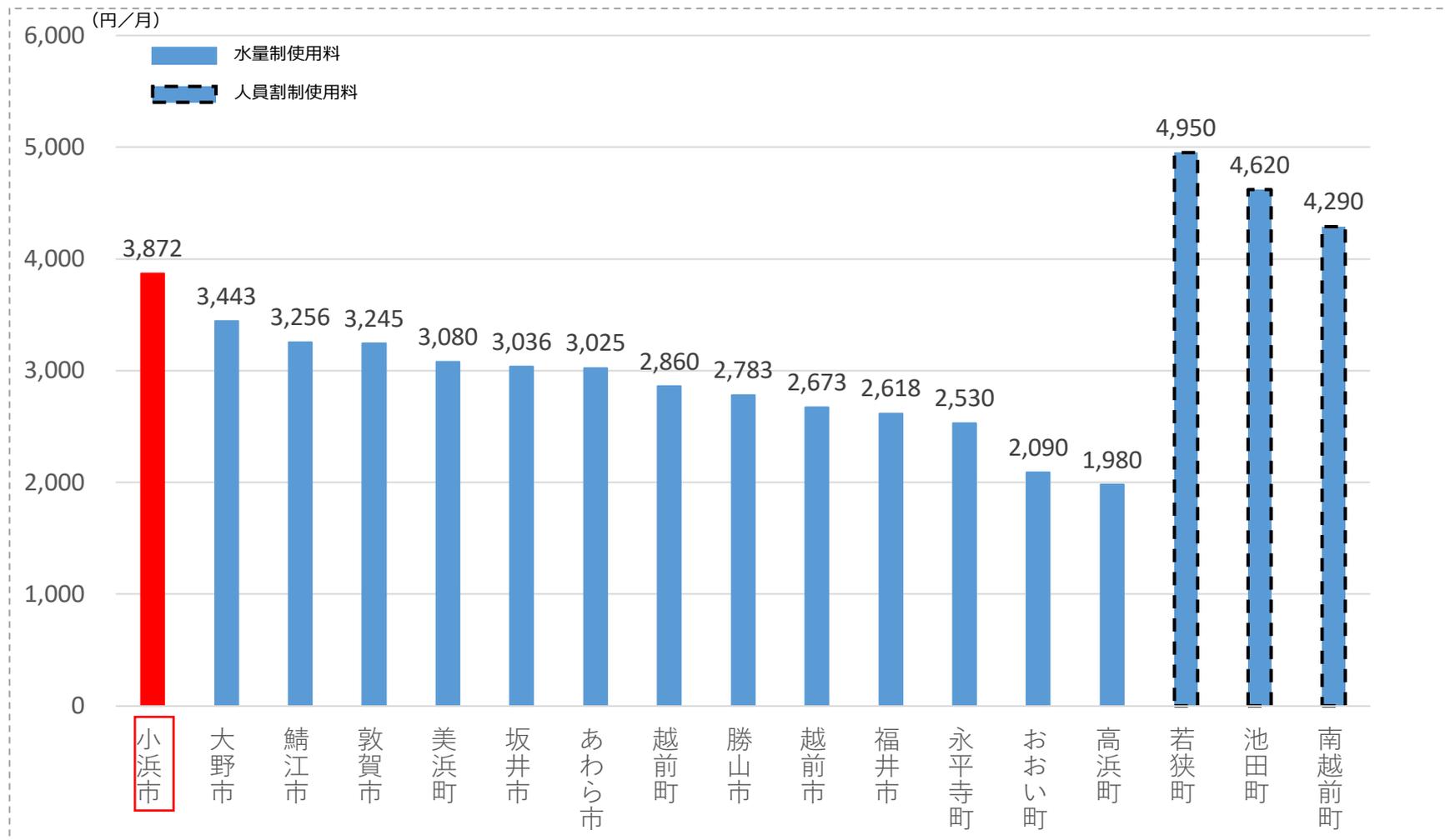
- 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。
- 前項の料金は、公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

### 下水道法（第20条）

- 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。
- 使用料は、次の原則によって定めなければならない。
  - ① 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
  - ② 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
  - ③ 定率又は定額をもって明確に定められていること。
  - ④ 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

# 下水道使用料の県内比較

福井県内市町別の一般家庭20m<sup>3</sup>/月・3人/家族（税込み月額）の公共下水道使用料（特定環境保全下水道含む）は次のとおりです。

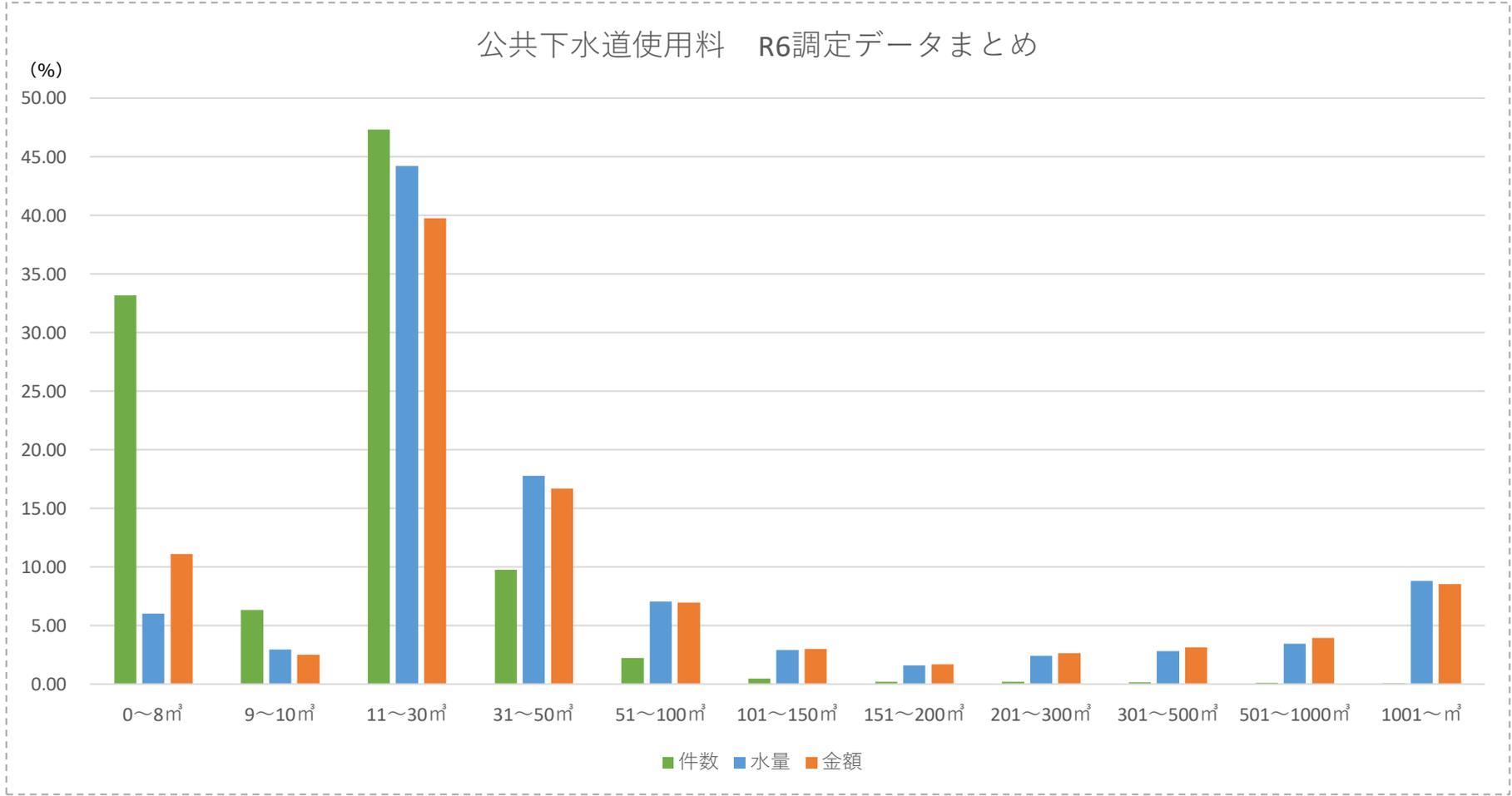


# 下水道使用料の状況

## ■ 使用水量別の割合（小浜市）

公共下水道の使用水量別の件数・水量・金額の割合は、いずれも11～30m<sup>3</sup>の料金区分が最も多くなっています。

公共下水道使用料 R6調定データまとめ

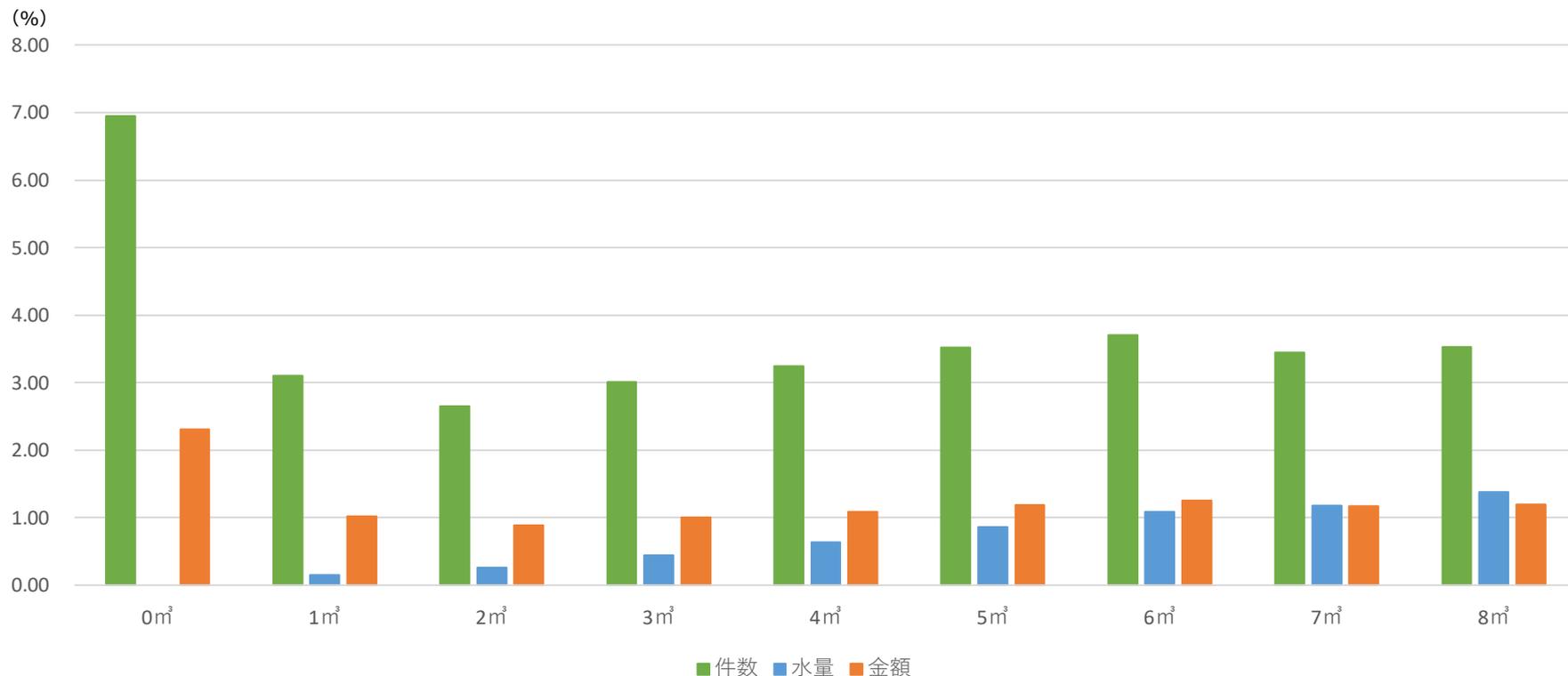


# 下水道使用料の状況

## ■ 使用水量別の割合（小浜市）

公共下水道の基本水量以下の件数・水量・金額の割合※は次のとおり。

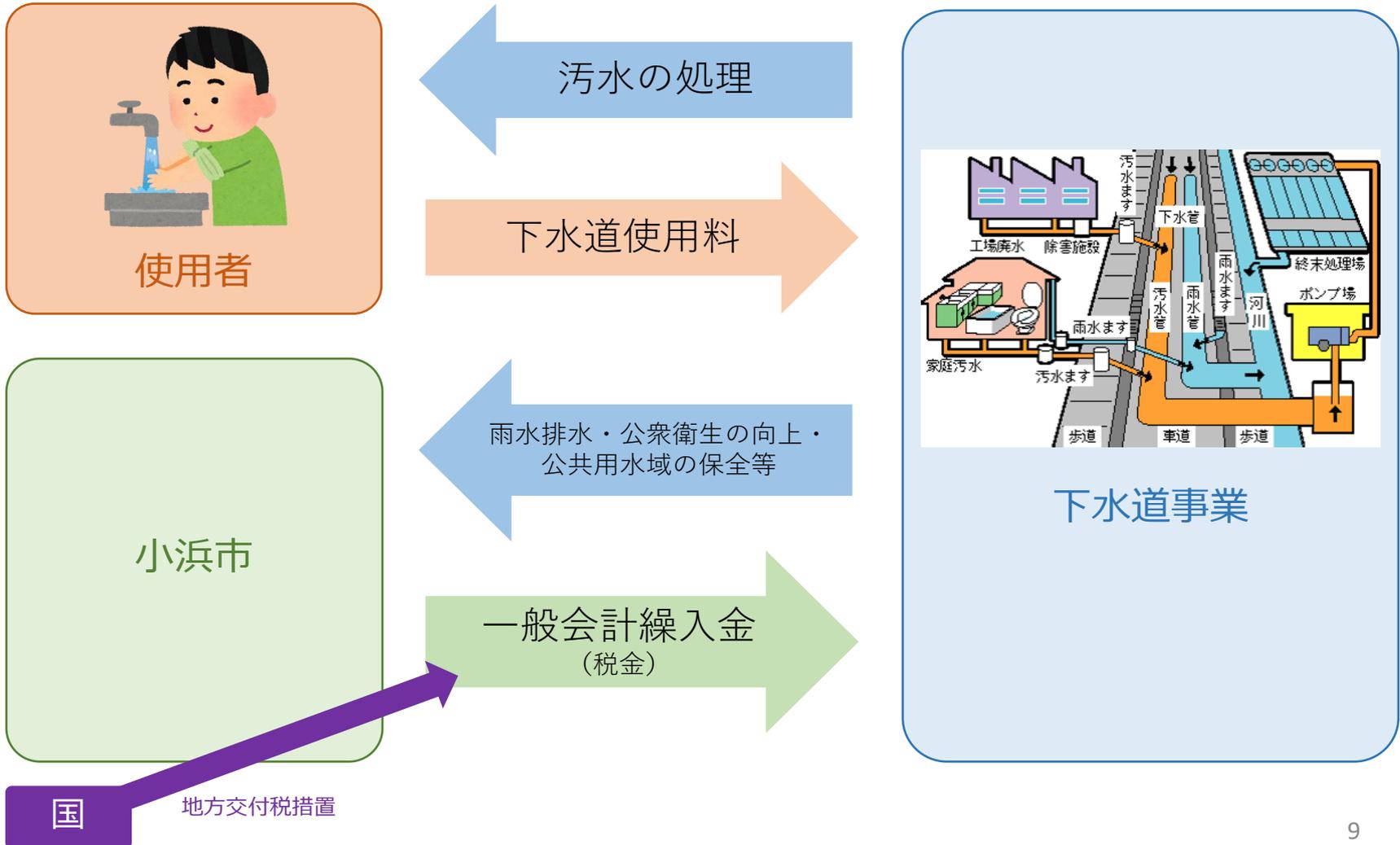
公共下水道使用料（水量区分：1ヶ月あたり・基本水量以下） R6調  
定データまとめ



※9m³以上の料金区分も含めた全体に対する構成割合。

# 下水道事業会計の概要と状況について

## ■ 下水道使用料の仕組みについて



# 下水道事業会計の概要と状況について

## ■ 下水道使用料の水準（国の示す目安・抜粋）

平成17年1月21日全国財政課長・市町村課長合同会議資料

- 使用料の適正化について  
各団体においては、以下の考え方を参考として使用料の適正化を図られたい。

<参考>

- ① 汚水処理原価の算出にあたっては、地方公営企業法非適用事業にあっても、資本費平準化債の活用などにより世代間負担の公平化を図り、適正な原価を算出すること。
- ② 現在の使用料単価では汚水処理原価を回収できない事業にあっては、水道の使用料単価が176円/m<sup>3</sup>（家庭用使用料3,119円/20m<sup>3</sup>（家庭用使用料3,075円/20m<sup>3</sup>・月（H15決算値）であること等にかんがみ、まずは使用料単価を150円/m<sup>3</sup>（家庭用使用料3,000円/20m<sup>3</sup>・月）に引き上げること。特に、資本費等汚水処理原価が著しく高くかつ経費回収率の低い事業にあっては、早急な使用料の適正化が望まれること。なお、汚水処理原価が150円/m<sup>3</sup>を下回る場合は、使用料単価は当該汚水処理原価を上限とすべきであること。

注) 汚水処理原価：汚水処理経費を年間有収水量で除したもの  
使用料単価：使用料収入を年間有収水量で除したもの

## 公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成26年8月29日付総務省公営企業課長等通知）

- 公営企業の経営に係る事業別留意事項  
下水道事業  
(1) 経営について
  - ⑦ 下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月3,000円/20m<sup>3</sup>を前提として行われていることに留意すること。

# 下水道事業会計の概要と状況について

## ■ 雨水公費・汚水私費の原則（受益者負担の原則）

雨水処理に係る経費



### 公費（一般会計）が負担

自然現象による雨水を排除することについては、受益者の特定ができないことから、使用料で賄うのは不適當。

汚水処理に係る経費

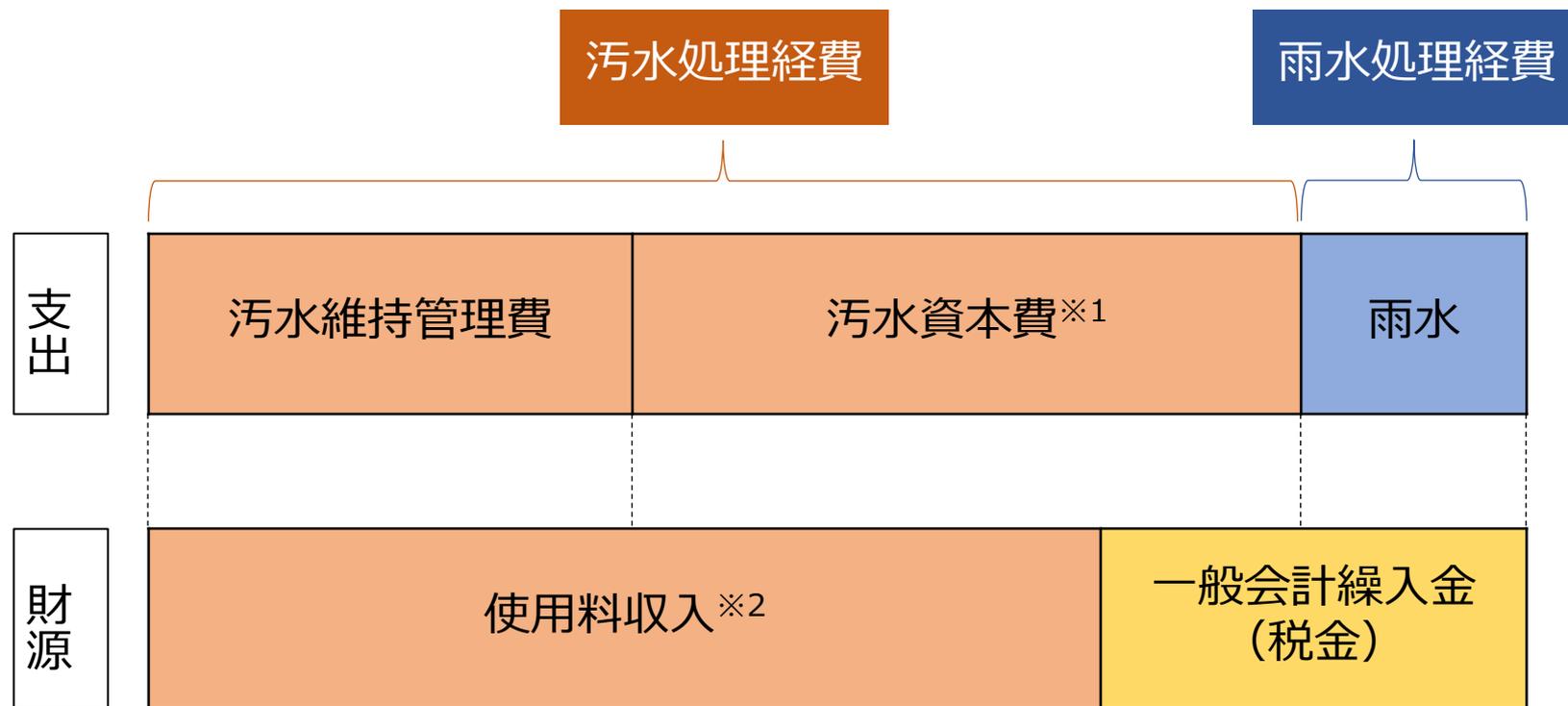


### 私費（使用料）が負担

汚水を排出する人が特定されていたり、下水道を利用して生活ができるという利益を受けている人が特定されていたりする。

# 下水道事業会計の概要と状況について

## ■ 汚水・雨水負担の財源イメージ（分流式下水道）



※1：資本費は、維持管理費（人件費、動力費、薬品費等）とともに下水道使用料金の対象となる経費であり、維持管理費が施設を運転して下水処理を行うことに係る費用（ランニングコスト）であるのに対し、資本費は下水道施設等の整備に係る費用（イニシャルコスト）であるといえます。本市のように複式簿記による会計を行う事業では、資本費は減価償却費および企業債（借入金）の利息等の合計によることとされています。

※2：最低限行うべき経営努力による使用料 = 150円/m<sup>3</sup>（国目安）  
小浜市の使用料（R6年度決算） = 195円/m<sup>3</sup>

# 下水道事業会計の概要と状況について

## ■ 下水道事業会計の仕組み

下水道事業会計は、下記の3つの財布に分かれている。

### 施設の維持管理等に係る取引



収入：下水道使用料など  
支出：維持管理費(人件費、動力費等)など

収益的収支で得た  
資金・利益など

### 下水道施設の更新等に係る取引



収入：補助金や借入金など  
支出：工事費や償還金など

不足分を補てん



将来下水施設を更新するための貯金

# 下水道事業会計の概要と状況について

## ■ 下水道事業会計の仕組み

家計簿に置き換えてみると…

日々の日常を送るための財布



収入：給料、ボーナスなど  
支出：食費、光熱費など

家や車などを購入するための財布



収入：銀行からの借金など  
支出：住宅ローンの返済や車の購入費など

生活で余ったお金



貯金口座

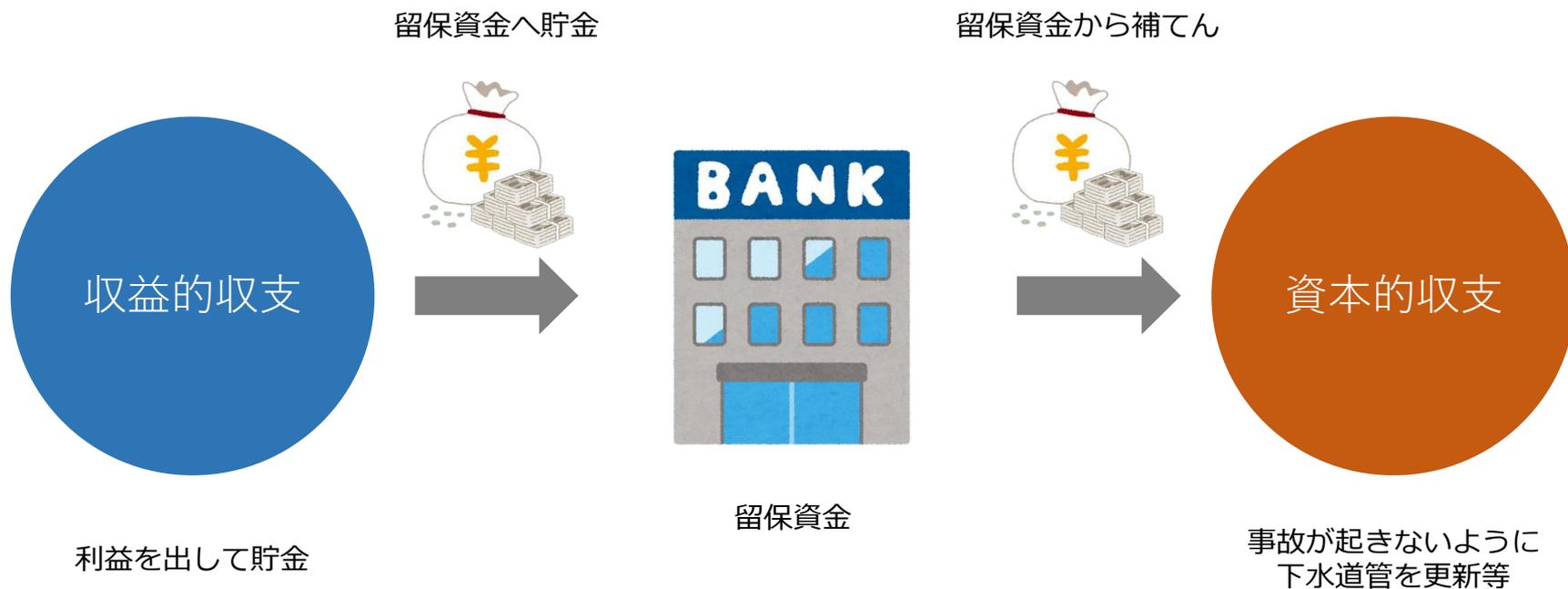


購入費やローン返済  
に充てる

# 下水道事業会計の概要と状況について

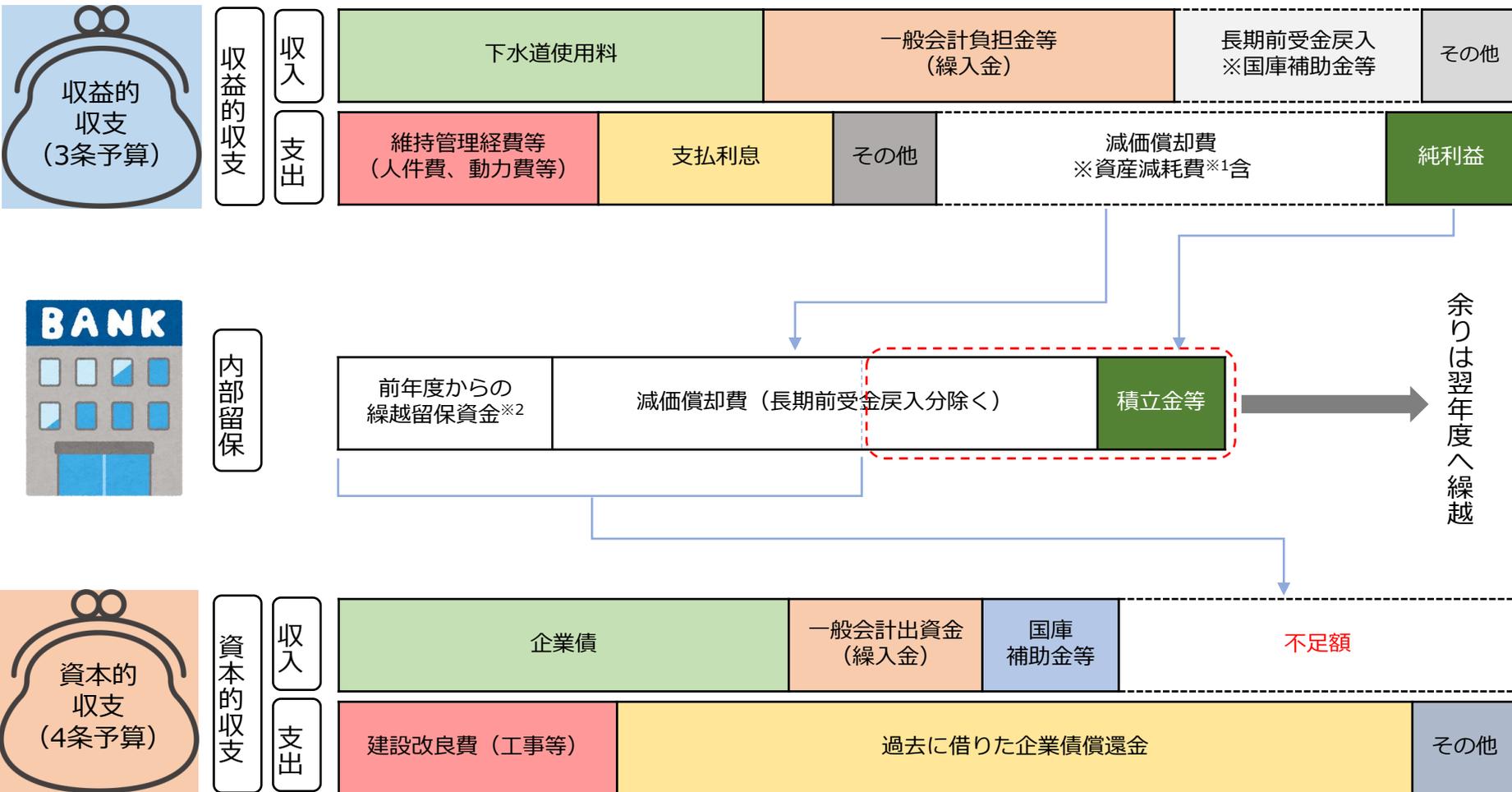
## ■ 下水道事業会計の仕組み

- 下水道事業の会計は、収益的収支と資本的収支の2つでそれぞれに役割がある。
- 利益を出して貯金をする役割の「収益的収支」と、下水道管の工事をする役割の「資本的収支」がそれぞれの役割を持ち、2つが1組となって運営している。



# 下水道事業会計の概要と状況について

## ■ 下水道事業会計の現状（収支のイメージ）

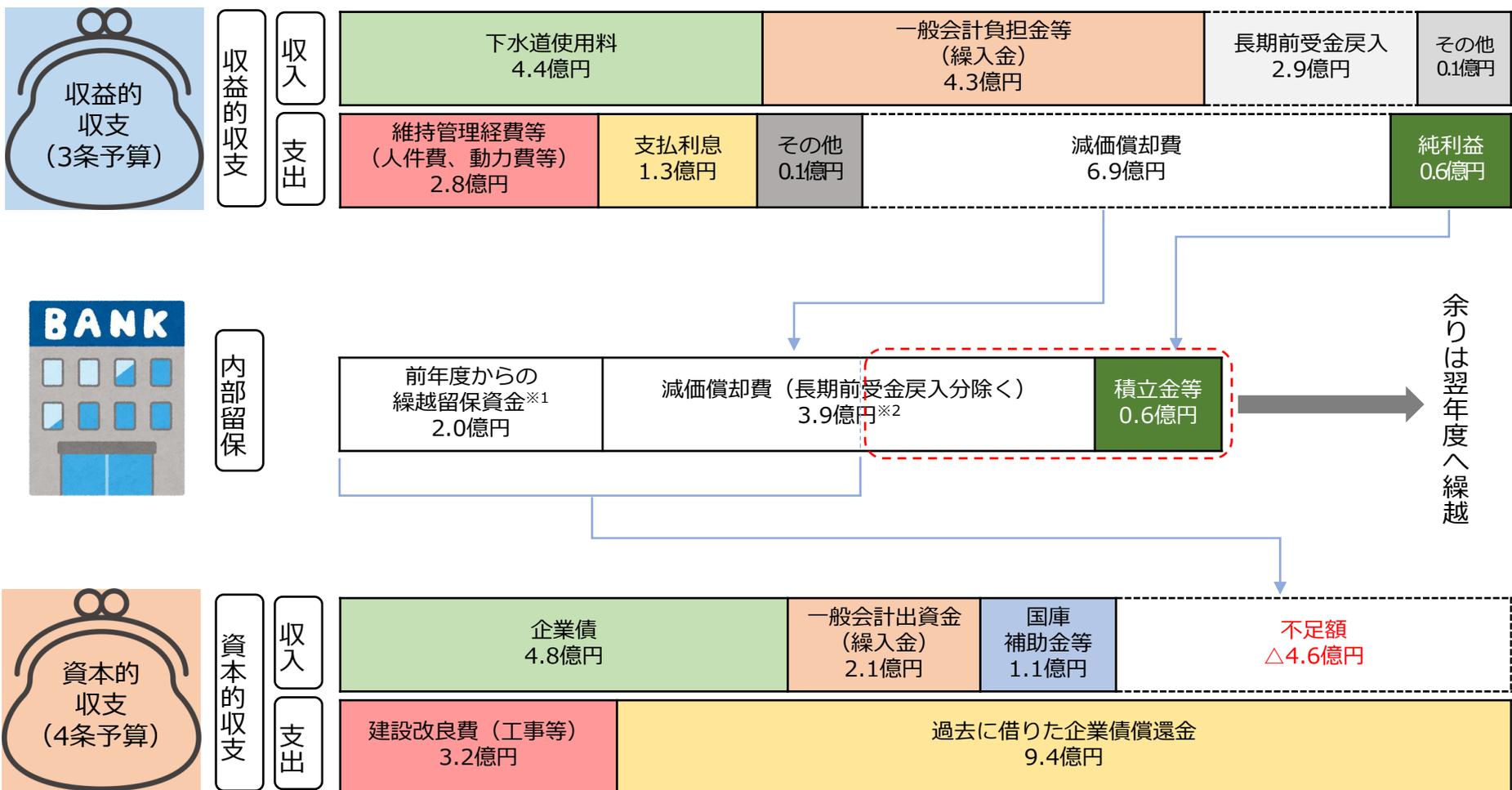


※1: 固定資産を廃棄する際の撤去費用等

※2: 貸借対照表を基に算出 (流動資産 - 流動負債 (企業債除く) - 固定負債 (企業債除く))

# 下水道事業会計の概要と状況について

## ■ 下水道事業会計の現状（小浜市の令和6年度決算額を簡易記載）



※1：貸借対照表を基に算出（流動資産 - 流動負債（企業債除く） - 固定負債（企業債除く））  
 ※2：端数処理の関係上、収益的収支の減価償却費から長期前受金を控除した金額と合わない。

# 下水道事業会計の概要と状況について

## ■ 下水道事業会計の仕組み

### 収益的収支

収益的支出

収益的収入

人件費  
維持管理費  
減価償却費  
等

料金収入  
長期前受金戻入  
等

当期純利益

経営成績

### 損益計算書

人件費  
維持管理費  
等

料金収入  
等

当年度  
未処分利益剰余金等

減価償却費  
等

長期前受金戻入

現金収支を伴わない

### 資本的収支

資本的支出

資本的収入

建設改良費  
元金償還金  
等

企業債  
等

補てん財源  
(内部留保)

財産状況

### 貸借対照表

資産  
(建設改良費等)

負債  
(企業債等)

資本

# 下水道事業会計の概要と状況について

## ■ 下水道事業会計の現状（小浜市の令和6年度決算額を簡易記載）

損益計算書

営業費用 9.7億円	営業収益 5.1億円
営業外費用 1.4億円	営業外収益 6.6億円
純利益 0.6億円	

貸借対照表

資産 178.9億円	負債 172.2億円
	資本金 6.1億円
繰越欠損金※ 2.1億円	資本剰余金 2.7億円

※営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補てんすることができず、複数年度にわたって累積した損失（赤字）額のこと。

# 下水道事業会計の概要と状況について

## ■ 下水道事業会計の現状（小浜市の令和6年度決算書※の抜粋）

### 【図解】 損益計算書

- 損益計算書は、1年間の企業の経営成績を明らかにするため、その期間中に得たすべての収益、これに対応するすべての費用、最終的な損益を記載する報告書です。
- 損益計算書からは、どのような経営活動によって、どれだけの経営成績を上げたかを知ることができます。

#### ① 営業損失

##### 本業による損益がわかる

下水道事業の本業は、汚水をきれいにすることと雨水を排水することです。そのための費用や、皆さんからいただいた下水道使用料収入、雨水を排水するための費用に対する一般会計からの繰入金等の、主たる営業活動の結果を示しています。

#### ② 経常利益

##### 通常の事業活動から生じた損益がわかる

本業に関する損益に加えて、一般会計からの繰入金による収入のうち営業外収益としたものや、借入金利息の支払い等の資金調達等に関する損益の結果を示しています。

#### ③ 当期純利益

##### 最終的な損益がわかる

1年間のすべての損益の結果を示しています。

### 令和6年度 小浜市下水道事業損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

税抜金額 (単位:円)

1. 営業収益			
(1) 下水道使用料	678,331,641		
(2) 他会計負担金	74,687,083		
(3) その他営業収益	676,828	753,695,552	(ア)
2. 営業費用			
(1) 管渠費	57,536,297		
(2) 処理場費	286,076,026		
(3) ポンプ場費	14,194,457		
(4) 総係費	74,704,720		
(5) 減価償却費	1,009,947,696		
(6) 資産減耗費	1,957,249	1,444,416,445	(イ)
<b>営業損失</b>		<b>690,720,893</b>	<b>(ウ) = (ア) - (イ)</b>
3. 営業外収益			
(1) 他会計負担金	451,024,244		
(2) 他会計補助金	1,120,000		
(3) 補助金	441,150		
(4) 長期前受金戻入	466,746,482		
(5) 雑収益	4,260,870	923,592,746	(工)
4. 営業外費用			
(1) 支払利息および企業債取扱諸費	163,954,540		
(2) 雑支出	4,083,775	168,038,315	(オ) 755,554,431
<b>経常利益</b>		<b>64,833,538</b>	<b>(キ) = (ウ) + (カ)</b>
5. 特別損失			
(1) その他特別損失	9,782,000	9,782,000	9,782,000 (ク)
<b>当年度純利益</b>		<b>55,051,538</b>	<b>(ケ) = (キ) - (ク)</b>
前年度繰越欠損金		273,099,965	
当年度未処理欠損金		218,048,427	

# 下水道事業会計の概要と状況について

## ■ 下水道事業会計の現状（小浜市の令和6年度決算書※の抜粋）

### 【図解】貸借対照表1/2

- 貸借対照表は、年度末時点に企業が所有しているすべての資産、負債および資本を表示する報告書です。
- 貸借対照表の「資産の部」からは、企業が事業を行うために所有している資産の残高を知ることができます。

資産は、性質によって「固定資産」と「流動資産」に分かれています。  
 区分の仕方は、1年間のうちに現金化できるものを「流動資産」、できないものを「固定資産」としています。

令和6年度 小浜市下水道事業貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位：円)

#### 資産の部

1. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ. 土地		673,424,715	
ロ. 建物	1,207,045,559		
減価償却累計額	△ 156,209,260		1,050,836,299
ハ. 構築物	25,009,633,265		
減価償却累計額	△ 3,035,303,952		21,974,329,313
ニ. 機械および装置	1,850,150,469		
減価償却累計額	△ 583,009,873		1,267,140,596
ホ. 車両運搬具	1,822,175		
減価償却累計額	△ 1,318,129		504,046
ヘ. 工具・器具および備品	5,056,068		
減価償却累計額	△ 2,104,709		2,951,359
ト. リース資産	1,511,295		
減価償却累計額	△ 1,088,132		423,163
チ. 建設仮勘定		173,580,858	
有形固定資産合計			25,143,190,349
(2) 無形固定資産			
イ. 地上権		280	
ロ. ソフトウェア		223,809	
無形固定資産合計			224,089
(3) 投資その他の資産			
イ. 破産更生債権等		3,405,683	
貸倒引当金		△ 175,411	
投資その他の資産合計			3,230,272
固定資産合計			25,146,644,710
2. 流動資産			
(1) 現金預金			457,384,902
(2) 未収金		105,010,333	
流動資産合計			562,395,235
資産合計			25,709,039,945

#### お金の使い道

集めたお金が、「どのような状態」で「どれだけ」あるかがわかります。

# 下水道事業会計の概要と状況について

## ■ 下水道事業会計の現状（小浜市の令和6年度決算書の抜粋）

### 【図解】 貸借対照表2/2

- 「負債の部」および「資本の部」からは、資産を取得するためにどのように資金を集めたかを知ることができます。

負債の部			資本の部		
3. 固定負債			6. 資本金		
(1) 企業債			(1) 資本金		
イ. 建設改良費等の財源に充てるための企業債	10,237,078,519		イ. 固有資本金	1,911,830,009	
固定負債合計		10,237,078,519	ロ. 出資金	640,616,696	
4. 流動負債			資本金合計		2,552,446,705
(1) 企業債			7. 剰余金		
イ. 建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,197,785,701		(1) 資本剰余金		
(2) リース債務	153,440		イ. 受贈財産評価額	2,440,620	
(3) 未払金	194,733,891		ロ. 補助金	259,203,824	
(4) 未払費用	7,397,873		ハ. 他会計補助金	1,651,349	
(5) 前受金	26,816,432		資本剰余金合計		263,295,793
(6) 引当金			(2) 利益剰余金		
イ. 賞与等引当金	5,158,000	5,158,000	イ. 当年度未処理欠損金	218,048,427	
(7) その他流動負債		600,000	利益剰余金合計		△ 218,048,427
流動負債合計		1,432,645,337	剰余金合計		45,247,366
5. 繰延収益			資本合計		2,597,694,071
(1) 長期前受金			負債資本合計		25,709,039,945
イ. 受贈財産評価額	174,113,192				
収益化累計額	△ 12,173,875	161,939,317			
ロ. 補助金	10,498,458,528				
収益化累計額	△ 1,249,201,828	9,249,256,700			
ハ. 他会計補助金	318,011,832				
収益化累計額	△ 78,728,987	239,282,845			
ニ. 受益者負担金および分担金	2,011,307,812				
収益化累計額	△ 238,941,928	1,772,365,884			
(2) 建設仮勘定長期前受金					
イ. 補助金		18,777,272			
繰延収益合計		11,441,622,018			
負債合計		23,111,345,874			

負債は、企業債（借金）に代表されるように、他者に返さなければならない（支払義務がある）お金です。

資本は、資本金や事業で獲得してきた利益や過去の欠損（赤字）の累積額等です。

繰延収益は、資産の取得（下水道管渠の建設等）の際にもらった補助金等、返す必要のないお金です。

### お金の集め方

企業が資産を獲得するためのお金を、「どうやって」集めたかがわかります。

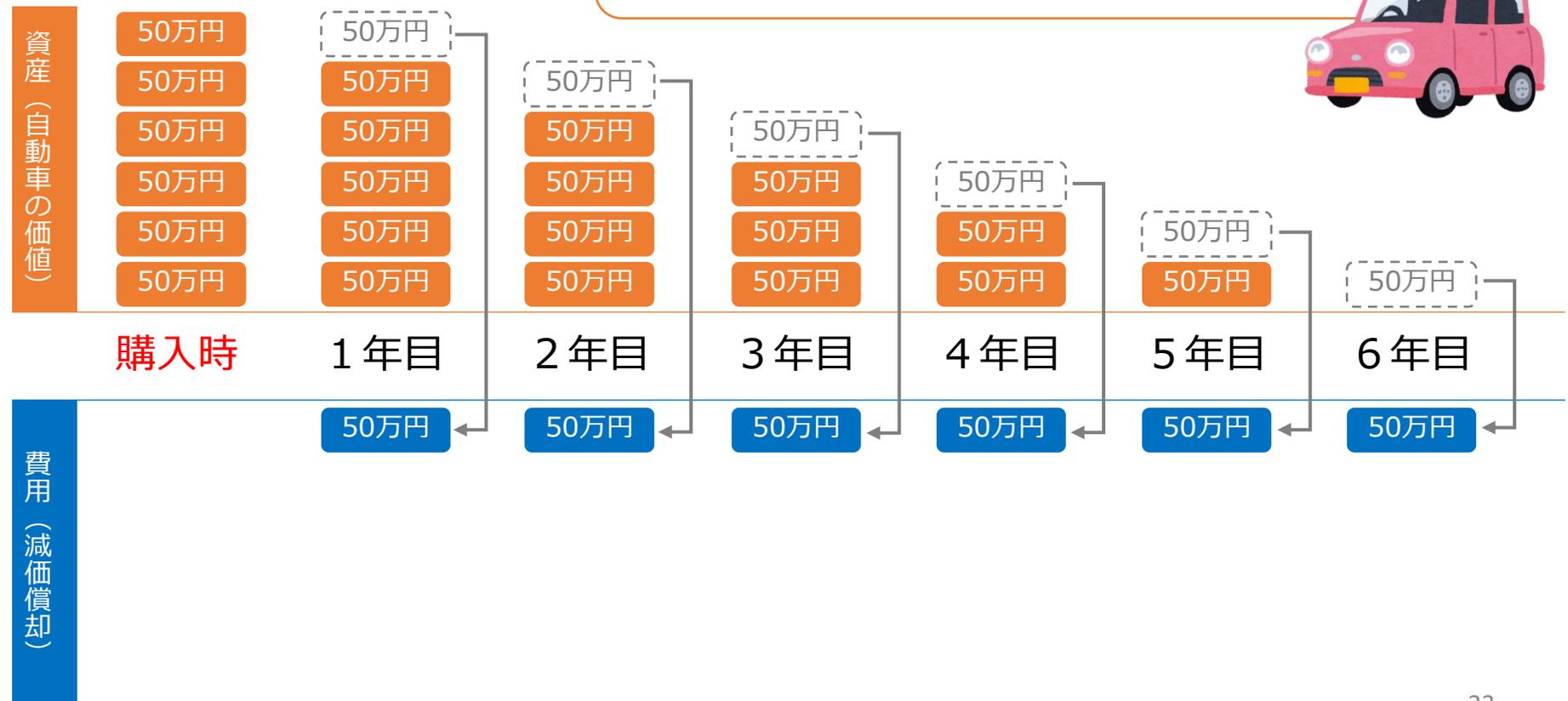
# 下水道事業会計の概要と状況について

## ■ 減価償却と収益化①

### 減価償却の仕組み※

次の通り普通自動車（耐用年数6年）を購入した場合

- ・自動車購入代金：300万円
- ・補助金：150万円



※耐用年数に基づいて定額で償却することとし、簡易的な説明のため償却限度額等を考慮しない。

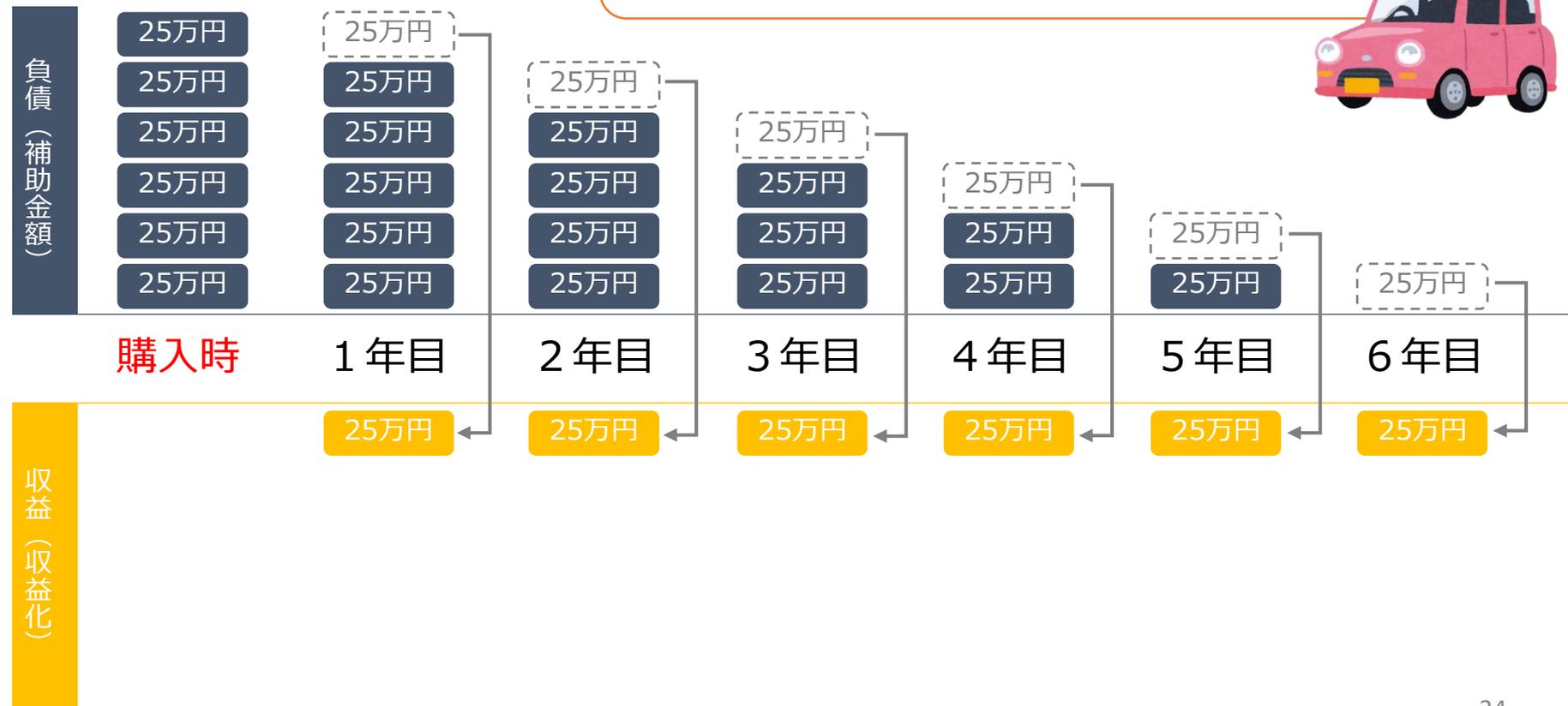
# 下水道事業会計の概要と状況について

## ■ 減価償却と収益化②

### 収益化の仕組み

次の通り普通自動車（耐用年数6年）を購入した場合

- ・自動車購入代金：300万円
- ・補助金：150万円



# まとめ

1. 本市の公共下水道使用料は、直近で平成28年度に改定し、水量制を採用している県内市町と比較して最も高く、国が示す最低限行うべき経営努力による使用料を上回っています。
2. 下水道事業会計は、独立採算、雨水公費・汚水私費（受益者負担）の原則のもと、使用料や一般会計繰入金（税金）等を財源に、利益を出して貯金をする役割の「収益的収支」と、下水道管の工事をする役割の「資本的収支」がそれぞれの役割を持ち、2つが1組となって運営しています。
3. 公共下水道事業は当期純利益を計上できており、繰越欠損金を減らせている状況であり、堅実な経営に努めています。

# 審議会の日程および概要（予定）

年度	回	月 日	概要
令和7年度	第1回	1月25日	委員委嘱、会長および副会長選出、 諮問、下水道事業の概要等説明
	第2回	1月28日	施設見学（小浜浄化センター）
			下水道事業の会計の仕組みや現状等説明
第3回	3月中旬～下旬	経営状況等の説明	
令和8年度	第4回	5月下旬	料金改定の有無
	第5回	7月上旬	答申案について
	答 申	7月下旬	審議会の意見を市長へ答申

※現時点の予定ですので、今後変更となる可能性があります。

※年度をまたいでの開催となる予定です。